

和歌山県監査公表第18号

令和5年2月9日付け監査報告第19号の監査結果に基づき、知事等から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和5年4月28日

和歌山県監査委員 森 田 康 友
和歌山県監査委員 河 野 ゆ う
和歌山県監査委員 谷 洋 一
和歌山県監査委員 多 田 純 一

1 有田振興局健康福祉部

監査実施年月日 令和4年11月2日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 生活保護費返還金において、次の不適切な事例があったので、適正に処理されたい。</p> <p>ア 履行延期を承認し履行期限が翌年度以降となる債権について、債権管理簿を作成していなかった。</p> <p>イ 納期限から20日経過後も督促状を発していなかった。</p> <p>(2) 収入調定票兼収納状況一覧票（事後調定）において、出力されず決裁がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 生活保護費返還金については、次のとおり措置した。</p> <p>ア 和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）等の規定に基づき、今後は債権管理簿を作成し適正な管理を行うこととした。</p> <p>イ 督促状の発行に漏れが生じないように、収入調定票作成時に、督促状発行欄に「有」と入力するよう、担当職員に周知徹底した。</p> <p>(2) 事後調定を行う際には、帳票が確実に出力されたかを常に確認し、適正に処理していくこととした。</p>

2 有田振興局農林水産振興部

監査実施年月日 令和4年11月2日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 予防治山工事に係る建設工事請負契約において、契約保証のための金融機関等の保証書等の受理前に契約を締結している事例があったので、適正に処理されたい。</p> <p>(2) 昨年度に引き続き、出納員の現金出納簿が作成されていないので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 今後は契約保証書の内容を確認した上で、契約を締結するよう、周知徹底した。</p> <p>(2) 収納員及び出納員が収納した案件については、各々が現金出納簿を作成しなければならないことについて、再度、周知徹底した。</p>

3 有田振興局建設部

監査実施年月日 令和4年11月2日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>指摘事項</p> <p>道路照明灯の電気料金に係る契約手続の不備等により、光熱水費の過払等が発生していたので、原因を究明するとともに、今後このようなことのないよう、事務処理の見直しを行うなど、必要な措置を講じられたい。</p>	<p>指摘事項</p> <p>令和4年11月に完了した調査で判明した原因を踏まえ、道路保全課が作成した「道路照明灯電気契約事務に係る手引書」に基づき適正に手続を行うよう措置した。</p> <p>なお、毎月の電気料金の支払についても、手引書に基づき道路保全課及び建設部の双方でチェックを行うこととした。</p>

4 紀中県税事務所

監査実施年月日 令和4年11月2日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>収入調定票において、決裁がなされていない事例があ</p>	<p>注意事項</p> <p>決裁の押印漏れがないよう適正に処理するとともに、</p>

ったので、適正に処理されたい。	決裁権者の押印がされているか確認するよう、職員に周知徹底した。
-----------------	---------------------------------

5 和歌山県立有田中央高等学校

監査実施年月日 令和4年11月2日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 使用料及び賃借料の支出負担行為票の取消しについて、決裁がなされていなかったため、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項 支出負担行為の取消決裁については、和歌山県財務規則に基づき、適正に処理するよう、職員に周知徹底した。また、決裁権者も徹底して内容確認を行い、再発防止に努めている。</p>

6 和歌山県立たちばな支援学校

監査実施年月日 令和4年11月2日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 児童生徒等送迎業務に係る賃貸借契約において、契約保証金の受入前に契約を締結している事例があったため、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項 業者より提出された契約保証金免除申請の実績認定について誤りがあり、契約日に契約保証金が必要であることが判明したため、納入が間に合わない事態に至った。今後このようなことのないよう、適正な審査事務の遂行について、決裁権者を含め所属職員に周知徹底した。</p>